

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

○地方税法施行令の一部を改正する政令（七）

○河川法施行令の一部を改正する政令（八）

○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（九）

○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（一〇）

〔省 令〕

○水質基準に関する省令等の一部を改正する省令（厚生労働一）

〔告 示〕

○適格消費者団体を公示する件（消費者庁一）

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（法務三八）

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（同三九）

○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働一七）
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める指示事項等の一部を改正する件（同一八）

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（同一九）
○保安林の指定をする件（農林水産二六八、二七五）

○平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの一競走場当たりの年間開催日数及び年間開催回数並びに一施行者当たりの年間開催回数を定める件（国土交通七〇）
○砂防法第二条の土地を指定する件（同七一）
○監理技術者講習の登録をした件（同七二）
○航路標識に関する件（海上保安庁二八、三〇）
○土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件（環境五）

○道路に関する件（北陸地方整備局八）
○道路に関する件（四国地方整備局一）
○道路に関する件（九州地方整備局一二）
○土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件（東北地方環境事務所一）
○土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件（関東地方環境事務所一）

○土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件（同二）
○土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件（中国四国地方環境事務所一）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 内閣府 法務省 最高裁判所

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

法 務

公証人任免（法務省）

産 業

日本工業規格（経済産業省）

〔公 告〕

諸 事 項

官 庁

財団、有権者申出方、司法書士懲戒処分、浄化槽法第四十三条の十二第二項の規定による指定試験機関の指定の取消し及び同法第四十三条の二十五第二項の規定による指定講習機関の指定の取消しに係る行政手続法第十三条第一項の規定による聴聞関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係
地方公共団体
公債償還（東京都）関係
会社その他

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

本号で公布された法令のあらまし

◇地方税法施行令の一部を改正する政令（政令第七号）（総務省）

1 事業所税の課税団体として、新たに、高崎市を指定することとした。（第五六条の一五関係）

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇河川法施行令の一部を改正する政令（政令第八号）（国土交通省）

1 都道府県知事が許可する従属元の水利使用（特定水利使用以外の水利使用）に従属する発電による水利使用について、特定水利使用から除外することとした。（第二条関係）

2 特定水利使用の対象外とされた従属発電による水利使用のうち、準特定水利使用（取水量が一定規模以上の水利使用等）に従属する水利使用について、準特定水利使用として位置づけることとした。（第二〇条の二関係）

3 この政令は、平成二十三年三月一日から施行することとした。

◇土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日等を定める政令（政令第九号）（国土交通省）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五二号）の施行期日は、平成二十三年五月一日とする。こととした。

◇土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一〇号）（国土交通省）

1 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第二六条第一項に基づき、土石流、地滑り又は河道閉塞による湛水のそれぞれの土砂災害の発生原因について、緊急調査を行うべき重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況を定めることとした。（第八条関係）

2 法第二七条第一項に基づき、緊急調査を行うために特に高度な専門的知識及び技術を要する自然現象として、土石流及び河道閉塞による湛水を定めることとした。（第九条関係）

3 この政令は、平成二十三年五月一日から施行することとした。

政令

地方税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年一月二十八日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第七号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）第七百一条の三十一第一項第一号ハの規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の十五中「前橋市」の下に、「高崎市」を加える。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣 片山 善博
財務大臣 野田 佳彦
内閣総理大臣 菅 直人

河川法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年一月二十八日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第八号

河川法施行令の一部を改正する政令

内閣は、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第九条第二項及び第三十六條第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号イ中「もの」の下に「。ただし、当該発電が、次に掲げる水利使用であつて法第二十三条の許可を受けたものために取水した流水のみを利用するものである場合を除く。」を加え、同号イに次のように加える。

（1）取水量が一日につき最大二千五百立方メートル未満の水利使用であつて給水人口が一万未満の水道のためにするもの

（2）取水量が一日につき最大二千五百立方メートル未満の鉱工業用水道のためにするもの

（3）取水量が一秒につき最大一立方メートル未満の水利使用であつてかんがい面積が三百ヘクタール未満のかんがいのためにするもの

（4）発電、水道、鉱工業用水道又はかんがい以外のためにするもの

第二十條の二第三号中「水道」を「発電、水道」に改め、同条に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる水利使用であつて法第二十三条の許可を受けたものために取水した流水のみを利用する発電のためにするもの

附則

この政令は、平成二十三年三月一日から施行する。

国土交通大臣 大島 章宏
内閣総理大臣 菅 直人

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日等を定める政令

内閣は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五二号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十三年五月一日とする。

国土交通大臣 大島 章宏
内閣総理大臣 菅 直人

政令第九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日等を定める政令

内閣は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五二号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十三年五月一日とする。

国土交通大臣 大島 章宏
内閣総理大臣 菅 直人

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年一月二十八日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十二号）の施行に伴い、並びに土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十二年法律第五十七号）第二十六条第一項及び第二十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成二十三年政令第八十四号）の一部を次のように改正する。

第九号中「第二十八条」を「第三十二条」に改め、同条を「第二十一条」とする。

第八条中「第二十六条」を「第三十条」に改め、同条を「第十条」とする。

第七条の次に次の二条を加える。

第八号の次に次の二条を加える。

第八号の次に次の二条を加える。

第八号の次に次の二条を加える。

第八号の次に次の二条を加える。

石流が到達しないと認められる土地の区域を除く。）に存する居室を有する建築物の数がおおむね十以上であること。

（1）噴火により、降灰、火砕流として流下した火山灰その他これらに類するものが、山間部における河川のうちその勾配が十度以上である部分の最も下流の地点より上流の部分の流域のおおむね五割以上の面積を占める区域の土地におおむね一センチメートル以上の高さで堆積していることと推計されること。

（2）山間部における河川のうちその勾配が十度以上である部分の最も下流の地点より下流の部分に隣接する土地の区域（土石流が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石流が到達しないと認められる土地の区域を除く。）に存する居室を有する建築物の数がおおむね十以上であること。

二 地滑り 地滑りにより、地割れ若しくは建築物の外壁の亀裂が生じ、又はそれらの幅が広がりつつあり、かつ、当該地滑りに係る第二十三条第三号イ又はロに掲げる区域に存する居室を有する建築物の数がおおむね十以上であること。

三 河道閉塞による湛水 第一号イ（1）に該当し、かつ、河道閉塞による湛水が発生した河川の越流開始地点より上流の部分の流域のうち越流開始地点の標高以下の標高の土地の区域に存する居室を有する建築物の数がおおむね十以上であること。

（緊急調査を行うために特に高度な専門的知識及び技術を要する自然現象）

第九号、法第二十七条第一項の政令で定める自然現象は、土石流及び河道閉塞による湛水とする。

附則

（施行期日）

この政令は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年五月一日）から施行する。

（建築基準法施行令の一部改正）

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第八十条の三中「自然現象（」の下に「河道閉塞による湛水を除く。」を加える。

国土交通大臣 大島 章宏

内閣総理大臣 菅 直人

省令

厚生労働省令第十一号

水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第四條第二項、第五條第四項及び第五十條の三並びに水道法施行令（昭和三十三年政令第三百二十一号）第五條第二項の規定に基づき、水質基準に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年一月二十八日

厚生労働大臣 細川 律夫

水質基準に関する省令等の一部を改正する省令

（水質基準に関する省令の一部改正）

第一条 水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

表十八の項下欄中「〇・〇三略/ℓ」を「〇・〇一略/ℓ」に改める。

（給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部改正）

第二条 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成九年厚生省令第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一トリクロロエチレンの項中欄中「〇・〇〇三略/ℓ」を「〇・〇〇一略/ℓ」に改め、同項下欄中「〇・〇三略/ℓ」を「〇・〇一略/ℓ」に改める。

（水道施設の技術的基準を定める省令の一部改正）

第三条 水道施設の技術的基準を定める省令（平成十二年厚生省令第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一トリクロロエチレンの項下欄中「〇・〇〇三略/ℓ」を「〇・〇〇一略/ℓ」に改める。

別表第二トリクロロエチレンの項下欄中「〇・〇〇三略/ℓ」を「〇・〇〇一略/ℓ」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであって、第二条の規定による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第二十一条第一項に規定する基準に適合しないものについては、その給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

第三条 この省令の施行の際現に設置されている浄水又は浄水処理過程における水と接触する資機材等（ポンプ、消火栓その他の水と接触する面積が著しく小さいものを除く。）であつて、第三条の規定による改正後の水道施設の技術的基準を定める省令第一号第十七号ハに規定する基準に適合しないものについては、当該水道施設の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

告

消費者庁告示第一号

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十七条第二項の規定に基づき、別表に掲げる者について適格消費者団体の認定の有効期間の更新をしたので、同法第十八条第一項の規定に基づき公示する。

平成二十三年一月二十八日

消費者庁長官 福岡 浩彦

別表（適格消費者団体名簿）

示

差止請求関係業務を行う事務所の所在地

認定の有効期間の更新をした日

平成二十三年一月二十八日

平成二十三年一月二十八日

平成二十三年一月二十八日